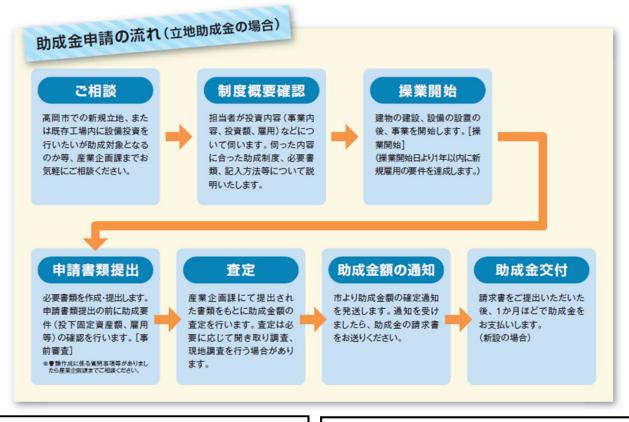
高岡市企業立地助成制度 Q&A

企業立地助成制度に関して、申請の流れや詳細をQ&A形式で説明しています。 ご不明な点は**高岡市産業企画課(TEL:0766-20-1293)**までお気軽にお尋ねください。



- **Q1** 「新設」と「増設」は何が違うのですか?
- A1 「新設 とは既存の工場等、産業業務施設又は物流業務施設の 敷地以外で新たに取得(賃借)した土地に、工場等、産業業務 施設又は物流業務施設を設置することを言い、「増設」とは既存の 工場等、産業業務施設又は物流業務施設の敷地内において工 場等、産業業務施設又は物流業務施設を設置すること、または既 存の工場等産業業務施設又は物流業務施設に新たに償却資産 を設置することを言います。
- **Q2** 助成金の対象となる「投下固定資産額」とは何を指しますか。
- A2 固定資産税の対象となる土地、建物、償却資産に該当する設備 の取得経費を指し、生産活動に直接関わるものが助成対象となります。 申請の際、設備等に関して支払が済んでいないものは助成の対象とな りません。支払を完了し、投下固定資産額の合計を確定させたうえで申 請してください。
- **Q3** 操業開始日とはどの時点を指しますか?
- A3 操業開始日とは、対象資産を事業の用に供した日を言い、その資 産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日を 指します。機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは 事業の用に供したとは言えず、その機械を据え付け、試運転を完了し、 製品等の生産を開始した日を事業の用に供した日とします。建物につい ては、内部に設置した機械等を事業の用に供したことをもって操業開始と なります。

- Q4 助成金の申請はどのタイミングで行えばよいのですか?
- **A4** 新設または増設した日の属する年度から、操業開始日の属する年 度の翌年度末までを申請期間としています。

※例:平成29年8月1日操業開始の場合、 申請期限は平成31年3月31日(平成30年度末)

- Q5 複数の助成金を受けることは可能ですか。
- A5 1件の設備投資案件に対し、助成対象が重複する助成金を両方 受けることはできません。例えばいずれも投下固定資産額を算定 基礎とする企業立地助成金と事業高度化助成金は重複して受け ることができません。新規雇用者数を算定基礎とする雇用奨励助 成金と企業立地助成金を合わせて受けることは可能です。
- Q6 助成要件に新規雇用者○名以上とありますが、新規雇用者数は どのようにカウントしますか?
- **A6** 新規雇用者数については、操業開始日を基準に**前後1年間の範 囲**で新たに雇用した正規職員数でカウントし、**操業開始日の1年** 前と比較し、雇用人数が3名増えていることが要件となります。退

職者がいる場合 は新規雇用者 数から退職者 数を差し引き、 **純増3名**が

